

## ○少年事件簡易送致事務取扱要領の制定について

〔 令和 7 年 1 2 月 1 7 日 〕  
〔 例規甲（人安企）第 94 号 〕

### 少年事件簡易送致事務取扱要領

#### 第 1 趣旨

少年事件の簡易送致は、送致事件の特例として、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 246 条ただし書を根拠とする同法第 193 条第 1 項の検察官の指示に基づくものであり、犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「規範」という。）第 210 条から第 214 条までにより実施しているところである。

少年事件については、家庭裁判所に送致することが原則とされているが、事実が極めて軽微であり、犯罪の原因及び当該少年の性格、行状、家庭の状況、環境等から見て再犯のおそれがなく、刑事処分又は保護処分を必要としないと明らかに認められるもので、真に審判不開始が相当と認められる少年については、健全な育成に資する観点から、早期に手続から解放して非行を犯した少年の最善の利益が図られるようする事が簡易送致の目的であり、本要領において少年事件簡易送致の基準及び様式を定め、効果的な活用を図ることとしたものである。

#### 第 2 簡易送致の基準

簡易送致の適用基準については、送致手続の特例として、山梨県警察本部、甲府家庭裁判所及び甲府地方検察庁の三者で協議を行い、その申合せ事項及び甲府地方検察庁検事正から指示のあった次に掲げるとおりとする。

##### （1）適用罪種

ア 窃盗、詐欺及び横領並びに盗品等に関する罪  
イ 長期 3 年以下の拘禁刑（刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。第 12 条に規定する懲役及び旧刑法第 13 条に規定する禁錮を含む。以下同じ。）、罰金、拘留（旧刑法第 16 条に規定する拘留を含む。）又は科料に当たる罪

##### （2）被害額等の程度

ア 被害額又は盗品等の価格の総額（消費税が賦課されるものについては、その相当額を控除した額）が 2 万円以下のもの  
イ その他法益侵害の程度が極めて軽微なもの

##### （3）簡易送致により送致できない事件

ア 銃砲、刃物その他の物を凶器として犯行に使用したもの  
イ 被疑事実が二つ以上あるもの。ただし、犯行の日時及び場所が接着した一個

の機会に行われた同一罪種のもの等を除く。

ウ かつて非行（交通法令違反、道路上の交通事故に係る刑法第209条から第211条までの罪及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第5条の罪を除く。）を犯し、過去2年以内に家庭裁判所に送致され、又は通告されたもの

エ 被疑事実を否認しているもの

(4) 簡易送致することが不適当な事件

ア 告訴又は告発に係る事件

イ 通常逮捕し、又は緊急逮捕した事件

ウ 現行犯逮捕した事件（警察に引致後釈放したものを除く。）

エ 権利者に返還することができない証拠物のある事件

(5) 簡易送致になじまない場合がある事件等

ア 侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり

イ 被害品が自動二輪車及び原動機付自転車である窃盗又は遺失物等横領

ウ 性的な動機のある非行

エ 中学生の深夜の非行

オ 悪質な交通法令違反等の非行歴がある場合

### 第3 簡易送致の運用に関する留意事項

#### 1 適正な事件選別及び処理

(1) 簡易送致事件の選別に当たっては、罪種、被害の程度等の形式要件だけで判断することなく、少年事件選別主任者（山梨県少年警察の活動に関する訓令（平成14年山梨県警察本部訓令第17号）第11条に規定する少年事件選別主任者をいう。）の意見を反映させること。

(2) 簡易送致事件の処理に当たっては、事案の軽微性、再犯危険性等について、簡易送致検討表（別表）を作成の上、事件指揮簿に添付して幹部の指揮を受けること。

(3) 個別の事件、個別の少年ごとに事件の原因及び動機、少年の性格及び行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断し、幹部の適切な指揮の下、適正な事件選別及び処理を図ること。

#### 2 各種照会の徹底

過去2年以内に非行歴を有しているなど、簡易送致することができない少年を簡易送致することのないよう、各種照会システム（交通違反歴照会を含む。）及び少年カードを活用するなどして非行歴等の把握の徹底に努めること。

#### 3 少年事件処理簿の作成

規範第201条に基づく少年事件処理簿を作成すること。

#### 4 補充捜査への対応

検察庁及び家庭裁判所から、審判の必要のため、補充捜査の要請があった場合には、適切に対応すること。

#### 5 犯罪少年に対する再非行防止のための適切な指導

少年ごとの処遇の個別化を図りつつ、健全育成を期するためには、重大な犯罪のみならず、軽微な犯罪の扱いも重要であることを認識し、規範第214条第2項に規定するところに従い、簡易送致対象事件を犯した犯罪少年に対して軽微な事件であっても犯罪であることを自覚させ、心からの反省を促すとともに、保護者等に対して今後の監督につき必要な注意を与えるなど再非行防止に努めること。

#### 6 被疑少年及び保護者に対する措置

少年事件は全件送致であることから、警察における取調べを行った際には、少年及び保護者に対し当該事件が家庭裁判所に送致されることを確実に告げておくこと。

### 第4 少年事件簡易送致の手続について

#### 1 送致区分

犯罪少年については、起こした罪の法定刑によって送致先が異なるため、簡易送致についても、この区分に基づき送致すること（刑事訴訟法第246条、少年法（昭和23年法律第168号）第41条並びに規範210条及び第214条）。

ア 18歳に満たない少年の事件であって、罰金以下の刑に当たる罪に係るものは、家庭裁判所に直接送致

イ 拘禁刑以上の刑に当たる事件は、検察官に送致

#### 2 簡易送致において使用する書類

- (1) 少年事件簡易送致書・捜査報告書（検察官送致用）（様式第1号）
- (2) 供述調書（検察官・家庭裁判所送致共用）（様式第2号）
- (3) 被害届・任意提出書・領置調書・被害品確認・還付請書（検察官・家庭裁判所送致共用）（様式第3号）
- (4) 現場・被害額確認報告書（検察官・家庭裁判所送致共用）（様式第4号）
- (5) 捜査報告書（検察庁・家庭裁判所送致共用）（様式第5号）
- (6) 身上調査表（検察庁・家庭裁判所送致供用）（規範別記様式第21号）
- (7) 少年事件簡易送致書・捜査報告書（家庭裁判所送致用）（規範別記様式第22号）

#### 3 書類の記載要領

- (1) 少年事件簡易送致書・捜査報告書（検察官送致用又は家庭裁判所送致用）  
ア 事務処理上の負担を軽減する観点から、「発覚の端緒」、「犯罪の動機」、「事後の状況」及び「警察として採った措置」の各欄において、あらかじめ選

択肢方式とし、□内にレ印を付することにより、記載に代えることができる。

#### イ 記載要領

##### (ア) 保護者が法人である場合

法人の名称又は商号及び代表者の氏名、主たる事務所又は本店の所在地及び電話番号についてそれぞれ記載すること。また、「少年との続柄」欄には、「未成年後見人」と記載すること。ただし、「年齢」欄及び「職業」欄は、記載しないこと。

##### (イ) 選択肢となっている項目には、□内にレ印を付すこと。

###### a 「犯罪事実」欄

犯罪構成要件に該当する事実を具体的に記載すること。

###### b 「犯罪の動機」欄

身上調査表の「直接の動機・原因」欄の内容と矛盾のないようにすること。また、「その他」の場合には、括弧内に具体的かつ簡潔に動機を記載すること。

###### c 「警察として採った措置」欄

この欄は、規範第214条第2項及び第200条の規定を具現化するものであるから、少年の取調べ等に際しては、これらの措置を採るようにすること。ただし、

- ・ 一人暮らしをしている学生で保護者（親権者、雇主その他被疑者を監督する地位にある者をいう。以下同じ。）が遠隔地に居住している場合

- ・ 保護者が病気その他の理由で警察に出頭することが困難な場合
- ・ 保護者と連絡が付かず、教師、親類、知人等を呼び出し、引き渡した場合（この場合は、引き渡した者と少年との関係を記載すること。）

等これらの項目を全て満たすことができない場合は、本欄の「その他」の括弧内又は備考欄で保護者等への将来の監督についての指導状況を明らかにすること。

###### d 備考欄

c のほか、旧姓、異名及び関連がある事件につき、他の被疑者又は審判に付すべき少年の氏名、取調べ、送致又は未送致の別等参考となるべき事項を記載すること。

###### e 「担当者の官職氏名」欄

送致事務を担当した少年担当課長又は少年担当係長が官職氏名を記載すること。

###### f その他

各欄について、「別紙記載のとおり」として別紙を添付する場合には、  
捜査報告書の別紙であることから、捜査報告書の作成者が契印すること。

(2) 供述調書（検察官・家庭裁判所送致共用）

ア 被疑者の供述を録取する場合に用いること。

イ 犯行の日時及び場所、犯罪の原因・動機、手段及び方法、反省の情等の要点  
を六何又は八何の原則に従って簡潔に録取すること。

ウ 万引き事件については、不動文字入りの供述調書を使用することができる。

(3) 被害届・任意提出書・領置調書・被害品確認・還付請書（検察官・家庭裁判所  
送致共用）

ア 被害者が複数いる場合、複数の者に還付する場合、物件の点数が多い場合等  
本様式により難い場合には、規範別記様式第6号の被害届、司法警察職員捜査  
書類基本書式例又は司法警察職員捜査書類簡易書式例の任意提出書、領置調書、  
還付請書等既存の書類の様式を使用することができる。

イ 暴行事件等で証拠物件がない場合には、被害届部分のみを使用するなど、本  
様式のうち、必要な部分のみを使用することができる。

(4) 現場・被害額確認報告書（検察官・家庭裁判所送致共用）

遺失物等横領等で犯行現場、被害現場等を確認する必要がある場合、被害届の  
被害額と犯行時の時価相当額が異なることが予想され、犯行時の時価相当額を明  
らかにする必要がある場合等に使用すること。

(5) 捜査報告書（検察官・家庭裁判所送致共用）

（1）の少年事件簡易送致書・捜査報告書に記載できなかった事項で、特に報  
告の必要があると認められる事項を記載すること。

(6) 身上調査表（検察官・家庭裁判所送致共用）

検察官に送致する事件及び家庭裁判所に送致する事件のいずれの場合も作成  
し、少年事件簡易送致書・捜査報告書に添付すること。

#### 4 書類作成に当たっての全般的な留意事項

(1) 作成書類の合理化

簡易送致対象事件の処理に当たっては、この制度の趣旨に鑑み、少年事件簡易  
送致書・捜査報告書、身上調査表及び様式第2号から様式第5号までのほかに作  
成する書類は必要最小限にすること。ただし、後日捜査上必要となることが予想  
される場合には、必要な書類を作成することにも配意するとともに、規範第13  
条（備忘録）の規定を遵守すること。

(2) 通常の書類を作成したものの、簡易送致することになった場合の取扱い

2（2）から（5）までの書類を作成する前に既に作成してしまった捜査報告  
書、被害届、実況見分調書、現行犯人逮捕手続書等の捜査書類がある場合には、

新たに簡易送致事件のための様式書類を作成する必要はなく、基本書式又は簡易書式で作成した書類を事件記録として使用することは差し支えない。

(3) 簡易送致する予定で簡易送致用の書類を作成したもの、通常送致することになった場合の措置

事件の捜査の過程で、当初は、簡易送致が適当と判断して簡易送致用の様式書類を作成したもの、後に簡易送致することが不適当な事情が判明して通常の手続により送致することとした場合であっても、既に作成した簡易送致用の様式書類を、通常の手続による送致の場合に作成する捜査書類の一部として、少年事件送致（付）書に添付して送致することができる。

(4) 簡易送致用の様式では記載しきれない場合の取扱い

証拠金品が多い場合等簡易送致用の様式によりがたい場合には、司法警察職員捜査書類基本書式例、司法警察職員捜査書類簡易書式例等の既存の様式を使用しても差し支えない。

5 書類の編てつ順序

簡易送致に当たって関係書類を添付する場合は、検察官送致及び家庭裁判所に直接送致する場合であっても次の順で編てつして送致すること。

なお、書類目録は不要である。

- ・ 少年事件簡易送致書・捜査報告書（検察官送致用又は家庭裁判所送致用）
- ・ 捜査報告書（検察庁・家庭裁判所送致共用）
- ・ 被害届・任意提出書・領置調書・被害品確認・還付請書（検察庁・家庭裁判所送致共用）
- ・ 現場・被害額確認報告書（検察庁・家庭裁判所送致共用）
- ・ 供述調書（検察庁・家庭裁判所送致共用）
- ・ 身上調査表（検察庁・家庭裁判所送致共用）

6 少年事件簡易送致要領

(1) 検察官又は家庭裁判所に簡易送致する事件のいずれの場合も、少年事件簡易送致書・捜査報告書に身上調査表その他関係書類を添付すること。

なお、少年事件簡易送致書・捜査報告書及び身上調査表は、写しを保管しておくこと。

(2) 1か月ごとに適宜まとめて送致すること。

(3) 年齢切迫少年（成人に達するまでおおむね1か月以内の少年をいう。簡易送致に限る。）及び時効切迫事件の被疑少年については、その旨（朱書きで「年齢切迫」又は「時効切迫」と記載）の付箋を付してその都度送致すること。